

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）附則第 5 条第 1 項の規定により、次のとおり大規模小売店舗を設置している者から変更事項の届出があった。

平成 19 年 3 月 20 日

盛岡地方振興局長 藤 尾 善 一

1 届出事項の概要

- (1) 届出者の氏名又は名称 株式会社スーパーマーケットマルイチ
- (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地 生鮮&業務スーパー東安庭店 盛岡市東安庭三丁目 17 番 41
- (3) 変更しようとする事項
 - ア 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
 - イ 駐輪場の位置及び収容台数
 - ウ 荷さばき施設の位置
 - エ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
- (4) 変更する年月日 平成 19 年 11 月 6 日

2 届出年月日 平成 19 年 3 月 5 日

3 縦覧場所 盛岡地方振興局企画総務部及び盛岡市役所